

## 相談窓口のご案内

成年後見制度を利用するための手続きや、成年後見人等に関する相談は、お住まいの区の社会福祉協議会「あんしんセンター」までご連絡ください。

### ● 川崎区あんしんセンター

〒210-0011 川崎区富士見 1-6-3  
読売川崎富士見ビル B-1 棟 6 階 福祉パルかわさき内  
TEL.044-245-1144 FAX.044-211-8741

### ● 幸区あんしんセンター

〒212-0023 幸区戸手本町 1-11-5  
さいわい健康福祉プラザ 福祉パルさいわい内  
TEL.044-556-5082 FAX.044-556-5577

### ● 中原区あんしんセンター

〒211-0067 中原区今井上町 1-34  
和田ビル 1 階 福祉パルなかはら内  
TEL.044-722-6122 FAX.044-711-1260

### ● 高津区あんしんセンター

〒213-0001 高津区溝口 1-6-10  
てくのかわさき 3 階 福祉パルたかつ内  
TEL.044-812-5833 FAX.044-812-3549

### ● 宮前区あんしんセンター

〒216-0033 宮前区宮崎 2-6-10  
宮崎台ガーデンオフィス 4 階 福祉パルみやまえ内  
TEL.044-856-5788 FAX.044-852-4955

### ● 多摩区あんしんセンター

〒214-0014 多摩区登戸 1891  
第 3 井出ビル 3 階 福祉パルたま内  
TEL.044-933-2411 FAX.044-911-8119

### ● 麻生区あんしんセンター

〒215-0004 麻生区万福寺 1-2-2  
新百合 21 ビル 1 階 福祉パルあさお内  
TEL.044-952-5711 FAX.044-952-1424

開所時間(各区共通)

月曜～金曜 8 時 30 分～ 17 時

※ 祝日および年末年始を除く



継続した支援が必要な場合は、地域包括支援センターや障害者相談支援センターなどの地域の相談支援機関と連携して対応します。

令和 3 年 7 月版

川崎市成年後見支援センターでは、相談の他にも成年後見制度の普及啓発や研修会などの事業を行います。

## 主な取り組み

### 1. 相談

- 制度や申立に関する相談  
(各区あんしんセンターで実施)
- 成年後見制度専門相談  
(弁護士・司法書士・社会福祉士)

### 2. 利用促進

- 申立書作成支援相談  
(予約制：各区あんしんセンターで実施)
- 市民後見人の養成および支援

### 3. 後見人支援

- 親族後見人からの相談や支援  
(各区あんしんセンターで実施)

### 4. 広報

- 成年後見制度シンポジウムの開催
- 市民の方への成年後見制度研修会の開催
- 支援関係機関への研修会の開催

..... 事業に関する問い合わせ先 .....

## 川崎市成年後見支援センター

〒211-0053  
川崎市中原区上小田中6-22-5 川崎市総合福祉センター6階  
社会福祉法人川崎市社会福祉協議会  
川崎市あんしんセンター内

TEL : 044-712-8071

FAX : 044-739-8738

E-mail : kouken@csw-kawasaki.or.jp

# 川崎市成年後見 支援センター

このような困りごとはありませんか？

お金の管理が  
一人ではできない

契約手続きが  
一人ではできない

悪徳商法の被害に  
あわないか心配

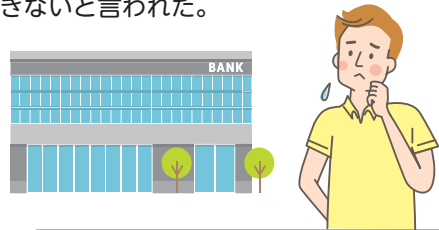
自分が  
亡くなった後の  
障害のある子どもの  
ことが心配

こんな時…

成年後見支援センター・各区のあんしんセンターでは、成年後見制度に関する相談や支援を行います。お気軽にご相談ください。

## このようなお困りごとに、成年後見制度が活用できます。

認知症の母の銀行手続きに長男が行ったが、本人でないと出金や定期預金の解約の手続きができないと言われた。



成年後見制度を利用すると

成年後見人が法的な代理人として、銀行の手続きを行うことができました。



悪徳業者から電話があり、高額な物の購入を強引に勧められ、よく理解できないのに契約しそうになってしまった。



成年後見制度を利用すると

誤って契約をしてしまった場合でも、成年後見制度の保佐人が、契約を取り消すことができます。



今は元気だが、自分が認知症になったときなど、将来、手続きやお金の管理が不安だ。



成年後見制度を利用すると

親族に任意後見人をお願いできることになり、認知症などで理解が出来なくなった際に法的な代理人として対応してもらうことになりました。親族等に任意後見人になってくれる人がいない場合は、法律や福祉の専門家等の第三者にお願いすることもできます。



### 成年後見制度は…

認知症や知的障害・精神障害などによりご自分で判断ができない場合、家庭裁判所で選任された成年後見人・保佐人・補助人が、ご本人の代わりに契約行為や財産管理などを行い、本人の権利を守ります。

また、判断ができるうちに任意後見契約を行うことにより、予め後見人を決めておくこともできます。

### 成年後見制度専門相談のご案内

※令和3年9月から開始予定

弁護士・司法書士・社会福祉士による、成年後見制度や権利擁護に関わる専門相談を行います。相談は予約制で無料です。予約は成年後見支援センターまでご連絡ください。

電話番号：044-712-8071

相談場所：川崎市社会福祉協議会 川崎中原区上小田中6-22-5  
川崎市総合福祉センター6階

相談日：弁護士……(第1水曜日午後)  
社会福祉士…(第2水曜日午後)  
司法書士……(第3水曜日午後)

相談日の変更等もありますので、事前にお問い合わせください。

